

学 位 論 文 題 名

現代中国法史研究

—憲法および国家制度の形成と展開—

学位論文内容の要旨

本論は、新中国成立以降の憲法および国家制度の形成と展開を論じた諸論考によって構成される。本論における具体的な考察の対象は公法のうち、憲法と行政法の領域に属するものに限定される。本論の目的・課題は、以下の各章に設定した検討課題を歴史的、内在的に考察することを通じて、現代中国法の基本構造を明らかにし、同時にそれを特徴づける要因を析出することである。本論は、序章 憲法変動の歴史、第1章 国家機構—その形成と史的変遷、第2章 社会主義的民主主義と選挙制度の改革、第3章 裁判制度と「裁判の独立」原則—法学論争からみたその特徴と問題点、第4章 行政争訟制度の歴史と現状—行政訴訟法の制定によせて、第5章 「行政強制措置」と人身の自由—「収容審査」の存廃問題をめぐって、終章 現行82年憲法の問題状況、の7章から構成される。以下、各章の内容を概述する。

序章は、人民共和国成立後における憲法の形成と発展の歴史を考察したものである。現代中国の憲法史は、建国初期において臨時憲法の役割を果たした共同綱領にはじまり、最初の正式憲法である1954年9月制定・公布の「中華人民共和国憲法」（以下、54年憲法と略称する。この憲法以降の憲法の正式名称には中華人民共和国が冠せられ同一名称となるため、各次の憲法を区別する意味から制定公布の年次を付して略称することとする）、75年憲法、78年憲法、そして現行82年憲法に至る。78年憲法は2度の部分改正を経ているし、また現行憲法も2度にわたって部分改正がなされている。新中国の成立から現在に至る間、政治的、経済的、イデオロギー的变化はめまぐるしく、したがってこれを反映する憲法もまたしばしば制定もしくは改正することを余儀なくされてきた。

本章では、現代中国の憲法現象を考察する際、まず元来多義的な用語としての憲法概念に無用の混乱をもち込まないために、現代中国の憲法学における憲法概念および本質についての通説的見解を提示する。次いで、中華人民共和国憲法の淵源となる全国解放前の

革命根拠地の「憲法的文書」の主要な内容とその歴史的意義を略述する。これらをふまえて、前記・新中国の各次の憲法について、憲法が規定する国家の性質、国家制度、経済制度などの基本原則に論点をしぼり込んで、各次の憲法の主要な特徴と問題点とを析出することが本章全体の課題である。

第1章は、国家機構すなわち人民が国家権力を行使するために組織される国家諸機関の総体であり、人民の意志を一般意思として普遍化しそれを実現するための国家装置の編成および史的変遷の諸問題を追究したものである。まず、新しい人民権力が成立時に歴史的に選択した基本的な政治制度である人民代表大会（以下、人代と略記）制の基本的特徴を統一戦線および「複数政党制」との関連から明らかにする。次に、国家機構の編成原理に言及しつつ、国家機構編成の歴史が各次の憲法および各国家機関の組織法をタテ軸にあとづけられる。

第2章では、国家諸機関の最上位に位置する人代＝代表制機関の編成に、人民が具体的に係わる制度的実現形態すなわち選挙制度が考察のテーマとなる。ここでの主要な論点の1つは、新中国成立以降の国家権力機関＝人代の憲法上の地位および選挙制度の史的変遷とその要因を明らかにすることである。2つは、1978年の「民主と法制」への路線転換の内実を見極めるという視角から、新・旧人代選挙法の特徴と問題点を人代代表直接選挙の実地調査をふまえ、選挙の実態を視野に入れて分析することである。

第3章は、現代中国の裁判制度とその運用に係わる司法原則すなわち「裁判の独立」をめぐる諸問題を考察したものである。新中国の裁判制度は共同綱領期の臨時的、過渡的形態を経て、54年憲法および54年人民法院組織法において確立した。憲法に規定された「裁判の独立」原則（実質的には、国家裁判権を行使する「人民法院の独立」）は、原理論的にはソ連36年憲法で確定した「裁判官の独立」原則と同一系譜に属するものの、中国の歴史的与件に規定されたものとして出発した。そこでまず、比較法的視点から54年憲法下の裁判制度と「裁判の独立」原則の意義を概括する。これを前提として、新中国の法学研究史上、「裁判の独立」原則が主要な争点となった過去2回の法学論争を通して、現代中国の司法制度就中裁判制度の特徴と問題点を剔出すること、これが本章全体の課題である。

第4章は、「行政訴訟法」（1989年4月1日制定・公布、1990年10月1日施行）の主要内容、特徴および問題点をその背景にあるものを視野に入れて考察したものである。建国から80年代前半までの間、国家権力の発動とりわけ行政機関の「行政行為」には司法的コントロールが一切及ばなかった。その原因もしくは理由については、行政争訟制度の史的変遷をたどり、また同法施行後における行政裁判の「現状」を概括する中で考究する。

第5章では、「収容審査」と呼ばれる比較社会主義法的にみても中国に独特な「行政強制措置」制度の歴史を人身の自由という視点から問題点が剔出される。元来、この制度の原形は建国初期における民政上の社会救済のための「非法的な」方策の一つであった。50年代後半から60年代初めにかけて、今日の「制度」として確立しながら、漸く80年に一応の法的根拠（行政法規）を有することになった。それは憲法に明定する市民の基本的権利、「人権」保障の実態を雄弁に物語っている。

終章は、現行82年憲法の2度にわたる部分改正問題に焦点を絞りつつ、改革・開放期の憲法現象を考察したものである。ここでは、まず憲法改正の過程に深く立ち入り、憲法問題の所在を浮き彫りにする。次いで主要論点として、憲法原則としての社会主義的適法性、憲法秩序と法体系、憲法保障の問題の3点を設定し、各々の問題の背景にある改革・開放期の政治、経済を視野に入れつつ、歴史的、内在的に考察する。総じて、本章は前各章の論題と基底において関連しており、いわば本論のさしあたっての「まとめ」として位置づけ得る。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 木 下 毅
副 査 教 授 高 見 勝 利
副 査 教 授 坪 井 善 明
副 査 助 教 授 鈴 木 賢

学 位 論 文 題 名

現代中国法史研究

—憲法および国家制度の形成と展開—

中国法は今、有史以来の転換期に差し掛かり、長い伝統的法文化と旧ソ連から継受した社会主義法の枠組みが大きく揺らぎはじめている。あらためて西洋近代法を摂取し、社会・経済・政治の近代化を図ることが目指され、それに伴う法の変化は急速かつ、根本的である。中華人民共和国法の50年が長い中国法史のなかでいかなる意味を持ち、社会主義が何を変え、何を変えなかったか、それはいかなるメカニズムによるものか、これらを歴史的に総括することが求められている。そうした地点にあって本論文は、建国以来の法の変化を政治・経済の変動とも関連づけながら詳細に後づけ、その問題点、特徴、病理の根元、未解決の課題を提示するものである。

緒論につづく序章では、臨時憲法としての共同綱領に始まり、54年、75年、78年、82年と4次にわたる憲法変動の歴史を振り返り、各次の制定過程、政治的背景、規定の特徴・問題点を整理し、評価を与えている。

第1章では、国家機構編成の論理と制度的特徴を歴史的にたどり、とくに人民が国家権力を行使する基本組織形態としての人民代表大会制度、民主諸党派を糾合した統一戦線組織としての政治協商会議のありかたを概述する。

第2章は、民主主義を実質的・制度的に保障する人民代表の選挙制度と実態を歴史的に遡って描き、都市と農村の代表定数の極端な不平等、各省の代表すら直接には選べない間接・多段階制などを問題点として指摘し、「民主と法制」の出発点となったはずの80年代初めの選挙ですら候補者の絞り込みなどにおいては、上からの指導によって一切を決定するという悪癖慣行が拡大再生産されていることを明らかにしている。

第3章では、裁判の独立に関する制度の変遷を分析した後、院長・延長による判決の事前審査承認制、共産党からの独立をめぐる法学界での2度（50年代と70年代後半）にわたる論争の内容と帰結を整理し、「裁判官の独立」を採用するための条件を提示している。

第4章は、1989年に制定された行政訴訟法の制定経緯、制度の特徴と問題点を挙げている。人民が国家を訴えることを広く認める制度を設けたこと自体、伝統中国法、社会主義法のいずれの面からも、画期的と評価しつつも、行政と市民の関係における歴史的文化的特質を反映する制度面の限界や法を運用する人間、機関の資質、意識改革など山積する問

題点の所在を浮き彫りにしている。

第5章は、中国における法による権利擁護の実態を具体的に考察する素材として、60年代以来確立した刑事訴訟法の適用を受けず、司法的コントロールも及ばない行政手続きによる犯罪容疑者の身柄拘束制度「収容審査」を取り上げる。ここでは制度の歴史的変遷、趣旨・正当化の論理を概括し、裁判例の分析を通じて運用実態を明らかにした上で、存廃をめぐる中国での議論状況を紹介しているが、いずれも我が国ではほとんど知られていなかった事実を掘り起こしたものである。

終章では現行82年憲法の2度にわたる改正の経過、政治・経済的背景、改正手続きと内容の問題点、憲法体制と党の指導の相克に言及し、^鄧小平路線が決して適法性侵害の主役であった共産党の法超越的地位を改善したものではないと結論づける。

以上、本論文は、中国の憲法、人権、民主主義が制度や理念の面でどのような変遷をたどり、そこではいかなる問題に遭着し、いかにそれを克服し、また克服し切れていないかを建国時に遡って考究したものである。提示された成果としてとくに評価すべき点は以下の諸点である。第1に中国における共産党支配と法治の相克を、具体的な制度や論争を通じて描きだし、中国法の質的転換のポイントが党の位置づけにあることを説得的に示した点である。第2に制度の基底にあってそれを色濃く規定している歴史的要因としての政治文化的要因をえぐり出した点が挙げられる。具体的には国家権力とその統治行為を羈束する法を知らず、司法の行政からの未分化を特徴とする中国社会が、行政訴訟制度を生み出したことの評価に表れている。第3に単に条文上の規定の変化を追うだけでなく、法による保障の実効性という本来より本質的な問題にも目配りした研究である点が際だっている。

難点を挙げるとすれば、異なる時期に書かれた別々の論文が下敷きになっているため、各章が自己完結的で全体としての構成にぎこちなさが残るし、対象領域が多方面にわたるために個々の論点についてはやや概説的なきらいがある。望むらくは、広く欧米の中国法研究へも目配りし、伝統中国法との縦の対比を交えるなど、より立体的な接近手法も欲しかった。しかし、これらの点は上述の成果によって補いうるものと思われる。

よって、審査委員会は、本論文が博士（法学）に値すると判断した。